

日本感性工学会論文誌

投稿規定

論文審査編集委員会

■ 目的・内容：

日本感性工学会論文誌に掲載する論文は、感性工学の発展に寄与することを目的に、広く感性工学に関する研究成果を掲載・発表するものである。

■ 投稿資格：

論文の著者に本学会会員が含まれていること、ただし、編集委員会が特に認めた者についてはこの限りではない。

■ 論文の種類：

日本感性工学会の考える原著論文とは、他の学術雑誌・商業誌などに未発表の論文をいう。但し、口頭発表、国際会議での発表、紀要等の組織内の刊行物で類似の内容が発表されていても、投稿を妨げない。

なお、人間・動物に関わる実験を含む場合は、所属機関等の倫理審査を経たものであることが原稿中に明記されていることを前提とする。この条件を満たしていない場合は、原稿を受理しない。また、利益相反のある場合は原稿中にその旨を記すこと。

また、論文は4ページ以上、10ページ以下、ノートは4ページ以下を目安とする。

日本感性工学会では、感性工学に関連する分野・課題・方法論の多様性に鑑み、以下のように論文はA～Jのタイプを設けて査読の方針を想定している。但し、これは典型的なタイプ分けであって、これらの中間形を排除するものではない。投稿に際しては、どのタイプの論文と考えているかを投稿票等に明記すること（複数指定可）。

1) 論文 (Original Articles)：

- A. **技術報告論文：** 取り組んだ問題が明確に示され、その問題を解決する手法や適用方法に新規性があり、その有効性が、論証あるいは実験結果により示されている。
- B. **開発報告論文：** 取り組んだ問題が明確に示され、その問題を解決するために新たに手法あるいは開発過程に新規性のあるシステムを開発しており、そのシステムの有効性や問題点が、実験結果により示されている。
- C. **解決型実験報告論文：** 取り組んだ問題が明確に示され、その問題を解決するために考案・改良した手法に新規性があり、その問題に適合するための手法上の工夫がなされていて、その手法の有効性と問題点が、実験結果により示されている。
- D. **実験手法開発型論文：** 取り組んだ問題が明確に示され、その問題を解決、あるいは、その問題の性質を分析するために新たに実験を計画して実施しており、その実験手法の有効性と問題点が、実験結果により示されている。
- E. **現象発見型実験報告論文：** 取り組んだ問題や実験の手法・手順が明確に示され、既知の理論や知見、実験結果、予想では説明できない現象が観測され、その現象を解明・解決することで、新たな科学・技術・文化・産業への貢献が期待される。
- F. **実問題解決論文：** 取り組んだ問題が明確に示され、その問題を解決する方法論そのものに新規性あるいは工夫があり、その方法論の有効性が、実証・実践により示されている。
- G. **実践報告論文：** 取り組んだ問題が明確に示され、その問題を解決するために考案・改良した手法に新規性があり、その問題に適合するための手法上の工夫がなされていて、その手法・方法論の有効性と問題点が、実証・実践により客観的に示されている。
- H. **事例分析論文：** 対象とした事例・その分野が分析の対象としては初めてであり、その事例を分析するために新たな視点・手法・方法論などが工夫されており、有効な知見や新たな問題点の認識が、分析を通じて示されている。
- I. **問題提起論文：** 対象とした問題・その分野や社会的背景が明確に示され、その問題に新規性があり、その問題が当該論文で明確に定義・定式化されており、その問題を解決することの重要性の説明・考察が示されている。
- J. **サーベイ論文・解説論文：** 対象とした問題・その分野や社会的背景が明確に示され、十分な数の論文・文献・事例を調査・分析している。

なお、論文原稿には、その内容がよく理解できる150ワード以内の英文要旨をつける。

2) ノート (Note)：

感性工学に関する課題で、最新の知見・考察・実験結果など、成果が簡明に記されており、学術的に速報する価値が認められるもの。タイプは論文のタイプに準じる。長さは4ページ以内とする。これを超える場合は事前に相談すること。

なお、ノートの原稿には、その内容がよく理解できる150ワード以内の英文要旨をつける。

■ 投稿の手続き：

日本感性工学会のホームページ上の論文投稿のページより、電子的に投稿する。論文原稿には、論文の内容を理解・検証するのに必要な範囲において、写真の他、動画や音などを含めることができる（これらのデータも投稿時に同時にアップロードすること。なお、データ容量が大きくてアップロードできない場合には、別途、編集委員会に連絡する）。具体的な手順については、上記ページ中の指示に従うこと。なお、論文の投稿後は、編集委員会の指示がない限り、原稿の修正・差替えはできない。

■ 論文の審査：

論文の採否は、編集委員会が所管する審査によって決定する。投稿された論文の区分については、投稿者の希望を尊重しつつ、編集委員会において最終的な決定を行う。

本論文誌に先行して、類似の内容が他の学術雑誌・商業誌に掲載された場合は、本論文誌での査読・掲載を取りやめるので、その旨連絡すること。

編集委員会は、投稿された論文原稿（写真、動画、音などを含む）について査読を行い、その結果、修正を求めることがある。修正を求められた論文が指定日を越えても再提出されない場合、編集委員会は投稿の意志なしとみなすことがある。

採録が決定した後、編集委員会の指示により、論文の原稿とその電子ファイルおよび著作権譲渡書を編集委員会に提出する。

また、掲載が決定された論文は、編集委員会の承認を得ずに変更してはならない。

■ グラ校正：

掲載原稿については、著者に校正を依頼する。校正は1回のみとする。校正の際に編集委員会が指示した事項および誤植以外に、元原稿を変更することは原則として認めない。

■ 投稿料：

投稿する場合、著者は投稿料 11,000円を本学会に納入しなければならない。

■ 掲載料：

投稿した論文が掲載された場合、著者は、別に定める[掲載料]を本学会に納入しなければならない。

■ 著作権：

著作権に関しては、会則の規定に準ずる。

■ プレプリント：

本誌では、投稿前または投稿と並行して、コミュニティに認知されたプレプリントサーバ（JSTの運営するJxivなど）へ著者が原稿を投稿することを認めている。この方針は、一次研究を記述した原稿のオリジナルな版にのみ適用される。査読者のコメントを受けて修正された原稿、出版のために受理された原稿、ジャーナルに掲載された原稿は、プレプリントサーバに掲載してはならない。原稿がジャーナルへの掲載を承認された場合、著者はプレプリントを更新して、公開されたジャーナル論文へのリンクを含める必要がある。

■ 本規定の施行・改正：

本規定は、令和4年1月1日より施行する。なお、本規定の改正は、理事会の議を経て、編集委員会が行う。

平成12年2月26日	制定	平成23年7月30日	一部改定
平成14年9月12日	一部改定	平成24年4月7日	一部改定
平成17年1月22日	一部改定	平成24年10月13日	一部改定
平成18年10月1日	一部改定	平成25年9月4日	一部改定
平成20年1月1日	一部改定	令和3年12月1日	一部改定
平成21年12月12日	一部改定	令和4年5月14日	一部改定

<付 記>

■ 掲載料：

論文掲載に伴う[掲載料]は、掲載頁数により、下表に示すものとする。（単位：円、税込）

	掲載頁数						
	4ページ	5ページ	6ページ	7ページ	8ページ	9ページ	10ページ
論文	44,000	44,000	44,000	44,000	44,000	55,000	55,000
ノート	44,000						

*論文は4ページ以上10ページ以下を目安とする。ノートは4ページ以下を目安とする。

*8ページまでは同額、9ページを超えるときは、11,000円加算する。11ページを超えるときはさらにページ当り3300円加算する。

■ 論文審査委員会事務局住所：

〒103-0007
 東京都中央区日本橋浜町2-55-5 グランドハイイツ1003
 日本感性工学会事務局 論文審査編集委員会
 TEL/FAX 03-3666-8000（学会本部事務局）
 E-mail：editor@jske.org（論文審査編集委員会事務担当）
 jske@jske.org（学会本部事務局）

著作権規定

日本感性工学会著作権規程

2011年7月30日制定

日本感性工学会が掲載する著作物について、その著作権の取り扱いを定める。本学会が掲載する著作物の著作権は本学会への譲渡を原則とする。ただし、著作者の研究のさらなる展開のために、本規定が非効率を招くことのないよう、できるだけ配慮するものである。

(規程の目的)

第1条 この規程は、本学会に掲載する著作物に関する著作権の取り扱いに関して取り決めるものである。

2. 前項の著作物とは、本学会が依頼または本学会に投稿のあった著作物で、掲載を決定した著作物であり、論文・ノート・研究報告・予稿、プロシーディングス原稿等と言語による著作物のほか著作権法の定める著作物をいう。

3. 前項の掲載とは印刷物の刊行、一定様式のもとのファイル化、当該ファイルの記録媒体への固定化、本学会のホームページもしくは本学会が依頼または承認したホームページ等におけるアップロードなどの著作物の公開、その他本学会の会務執行に伴う著作物のなんらかの著作権の行使をいう。

(著作権の帰属)

第2条 本学会に掲載される著作物に関する国内外の一切の著作権(日本国著作権法第21条から第28条までに規定するすべての権利*を含む。以下同じ。)は、本学会が著作物を最初に受領した時点から原則として本学会に帰属する。

2. 特別な事情により前項の原則が適用できない場合、著作者は本学会が当該著作物を最初に受領する時点で文書にて申し出るものとする。その場合の著作権の扱いについては著作者と本学会との間で協議の上措置する。

3. 受領した著作物について、本学会が掲載しないことを決定した場合、本学会は当該著作物の著作権を著作者に返還する。

なお、投稿があつて査読を必要とする著作物の場合は、その著作権は投稿時点で本学会に帰属するものとみなし、当該著作物を掲載しない旨の決定をした場合(いわゆる採録しないことを決定した場合)は、当該著作物の著作権は自動的に著作者に返還されたものとみなす。

(不行使特約)

第3条 著作者は、以下各号に該当する場合、本学会と本学会が許諾する者に対して、著作者人格権を行使しないものとする。

- (1) 翻訳及びこれに伴う改変
- (2) 電子的配布に伴う改変
- (3) アブストラクトのみ抽出して利用
- (4) その他法令等に基づき同一性保持権を適用することが適切でない改変

(第三者への利用許諾)

第4条 第三者から著作権の利用許諾要請があつた場合、本学会は本学会理事会において審議し、適当と認められたものについて要請に応ずることができる。また、利用許諾する権利の運用を理事会の承認を得て外部機関に委託することができる。

2. 前項の措置によって第三者から本学会に対価の支払いがあつた場合には、本学会会計に繰り入れ学会活動に有効に活用する。

(著作者の権利)

第5条 本学会が著作権を有する著作物について、当該著作物の著作者自身がこの規程に従い利用することに対し、本学会はこれに異議申し立て、あるいはこれを妨げることをしない。

2. 著作者が著作物を複製し、あるいは25%未満の改変をおこなう場合は、複製または改変した著作物にその著作物の著作権が本学会に帰属する旨および出典を明記することとする。また、25%未満の改変等をおこなつた場合は、著作者は原著物と新著作物を遅滞なく本学会に届けなければならない。

3. 著作物を25%以上改変した場合には、新たな著作物と推定し、本学会は原則として新たな著作物の著作権を主張しない。ただし、著作者は原著物と新著作物を遅滞なく本学会に届けることが好ましい。

4. 本学会が掲載を決定した著作物、もしくはすでに掲載してある著作物の著作者は、他の学会に当該著作物を掲載することはできない。なお、著作物のうち、研究報告、シンポジウム予稿、全国大会予稿、国際会議予稿、及びプロシーディングス原稿(以下「研究報告等」という。)については、研究の途中成果とみなし、著作者が当該研究報告等を研究の最終成果物とするため本学会もしくは他学会等へ掲載する(以下「掲載著作物の発展的利用」という。)ことに対して、本学会は本学会が著作権を保有していることを理由に著作者および他学会等に対し異議申し立てを行わない。

5. 著作者が掲載著作物の発展的利用をするにあたり、著作者が著作権の返還を本学会に申請した場合、本学会は、当該著作者の申請が正当な理由によるものと認めるときは、当該研究報告等の著作権を著作者に返還する。ただし、当該著作者は、当該研究報告等に関し、本学会の運営上必要となる事項(掲載、第三者への複製許諾)を本学会が継続して実施できるよう、本学会に対して当該研究報告等にかかる著作権の利用許諾を行うものとする。

なお、当該利用許諾については掲載先の学会等に事前に通知するものとし、本学会へ利用許諾を行うことにより掲載先の学会等との間に紛争が生じた場合は、本学会は当該著作者と協力して、解決を図るものとする。

6. 著作者は、本学会が掲載する著作物について、本学会の掲載時点にかかわらず、いつでも著作者個人のWebサイト(機関リポジトリなど著作者所属組織のサイトを含む。以下同じ。)において自ら創作した著作物を掲載することができる。ただし、掲載に際して本学会に著作権がある旨および利用上の注意事項(**)を明記しなければならない。

(例外的取り扱い)

第6条 他の学会等との共催行事に掲載される著作物の著作権について別段の取り決めがあり、理事会がこれを承認した場合は、前各条にかかわらず、当該取り決めがこの規程に優先して適用されるものとする。

(著作権侵害および紛争処理)

第7条 本学会が著作権を有する著作物に対して第三者による著作権侵害(あるいは侵害の疑い)があった場合、本学会と著作者が対応について協議し、解決を図るものとする。

2. 本学会に掲載された著作物が第三者の著作権その他の権利及び利益の侵害問題を生じさせた場合、当該著作物の著作者が一切の責任を負う。

(免責)

第8条 著作物は、「現状のまま」提供され、その正確性、完全性、商品性、特定の目的に対する適合性等に関して、本学会は、明示および黙示にかかわらず、またその著作物が本学会の査読を経ているかどうかにかかわらず、一切の表明、保証を行わない。また、著作物の利用の結果として生じた損害(知的財産権の侵害に関する損害を含む。)について、通常生ずべき損害であるか特別の事情により生じた損害であるかにかかわらず、本学会は一切の責任を負わない。

2. 共同著作物に対して本規定を執行するにあたっては、執行を請求する著作者が共同著作者を代表したものとみなし、本学会は共同著作者間の紛議には一切関与しない。また、職務著作における権利者間の紛議についても同様とする。

(発効期日)

第9条 この規程は2011年7月30日の理事会において制定する。なお、2011年7月30日より前に掲載された著作物の著作権についても、掲載者から別段の申し出があり、本学会が当該申し出について正当な事由があると認めた場合を除き、この規程に従い取り扱うものとする。

*** 以下の権利を含む：**

複製権(第21条)、上演権及び演奏権(第22条)、上映権(第22条の2)、公衆送信権等(第23条)、口述権(第24条)、展示権(第25条)、頒布権(第26条)、譲渡権(第26条の2)、貸与権(第26条の3)、翻訳権、翻案権等(第27条)、二次的著作物の利用に関する原著作者の権利(第28条)。

**** 利用上の注意事項の例：**

ここに掲載した著作物の利用に関する注意
本著作物の著作権は日本感性工学会に帰属します。本著作物は著作者である日本感性工学会の許可のもとに掲載するものです。ご利用に当たっては「著作権法」ならびに関連法規に従うことをお願いいたします。

Notice for the use of this material

The copyright of this material is retained by the Japan Society of Kansei Engineering (JSKE). This material is published on this web site with the agreement of the author(s) and the JSKE. Please be complied with Copyright Law of Japan and the Relevant statutes if any users wish to reproduce, make derivative work, distribute or make available to the public any part or whole thereof.

All Rights Reserved, Copyright (C) Japan Society of Kansei Engineering.

Comments are welcome. Mail to address editor@jske.org, please.

日本感性工学会論文誌

執筆要領

論文審査編集委員会

■ 原稿：

原稿は、本執筆要領に従って記述された日本語による原稿とする。完全版下 (camera ready) 原稿形式は廃止し、「和文フォーマット」に準じた体裁の原稿とする。

原稿には、必要事項 [原稿区分、標題、著者名・所属、キーワード] を記入した本学会所定の [投稿票] を添付する。投稿票および和文フォーマットは、学会ホームページよりダウンロードして用いる。論文投稿・査読システムを使用する場合は、投稿票不要。

■ 原稿の長さ：

「原著論文」は、標題、著者名、所属、抄録、キーワード、図、表、参考文献、著者略歴などを含めて、刷り上り頁で4頁以上、10頁以下、「ノート」は4頁以内を目安とする。なお、提出する原稿には、必ず頁数を付す。

■ 原稿の割付：

ホームページに掲載された本学会所定の和文フォーマットに従って、[掲載区分、標題、著者名、所属、抄録、キーワード] および本文、参考文献、注の割付を行う。

■ 標題：

標題は和文ならびに英文とする。特に、主題は簡潔に、一見して研究論文の内容がよくわかるように工夫して記す。また、「……に関する研究 (1)」などの研究の連続性を示す標題は主題とせず、副題にする。英文表題には、原則的に冠詞は付けない。

■ 著者名・所属：

著者名・所属は和文ならびに英文とする。

著者名は研究の直接担当者のみ限定し、謝辞のなかで挙げるのが適当と思われる研究者を著者扱いすることは避ける。

所属は、大学名・団体名のみとする。なお、以下の情報はタイトル下の所属に含めず、必要であれば、論文採択後に提出する“著者紹介”を利用する。また、J-Stage 規定との整合性を確保するため、所属は投稿者ひとりにつき一か所を原則とするが、一か所の追加を認める。以上の趣旨と異なる場合は、編集委員会裁量で所要の形式に修正する。

- ・学部・学科・部署の名称や、研究科専攻の紹介等
- ・教員または学生の区別
- ・論文執筆時以外の所属
- ・著者の肩書き
- ・Eメールアドレス

■ 抄録：

抄録 [Abstract] は英文とし、本学会所定の和文フォーマットに記載された指示事項に従い、150ワード以内で記述する。

抄録 [Abstract] は、「原著論文」「ノート」のいずれに対しても、研究内容が的確に理解できるよう簡潔に記述し、十分な校閲を経たものとする。査読の段階で不備が指摘された場合は、Native Check を受けた抄録 [Abstract] を提出する。

■ キーワード：

キーワード [Keywords] は英文とする。本文の内容を的確に表すキーワードを、3～5個記す。

■ 標題等の割付：

本学会所定の和文フォーマットに準じて、[掲載区分、標題、著者名、所属、抄録、キーワード] の割付を1段組みで行う。本文は2段組とする。

■ 本文、参考文献の割付：

- 1) 天地左右余白 (マージン)・段間余白 (コラムスペース) は、和文フォーマットの指定寸法に準ずる。
- 2) 本文および参考文献に使用する書体は、本学会所定の和文フォーマットに記載された指示事項に準ずるようにし、横書き二段組とする。割付は、一段を27字×50行 (1350字詰め) とする (1頁計2700字詰め)。
- 3) 文章は、当用漢字、現代かなづかい、ひらがなまじりを原則とする。
- 4) 原則として、例えば、[緒言・序・はじめに、実験方法・調査方法、実験結果・調査結果、考察、要約・結語・結論・おわりに、謝辞、利益相反、参考文献] などの区分を設けて記述する。
- 5) 原稿には、大見出し・章、中見出し・節、小見出し・項などを設け、それらを明瞭に区分する。大見出し・章、中見出し・節が変わる時には、1行あける。なお、小見出し・項が変わっても、1行あけない。大見出し・章は、1., 2., 3., ……、中見出し・節は、1.1, 1.2, 1.3, ……の記号を用い、本文は改行する。小見出し・項は、(1) (2) (3) あるいは1.1.1, 1.1.2 ……の記号を用い、改行せずに、1字あけて本文を続ける。さらに細分を要するときは、著者の分類に委ねる。
- 6) 普通に用いられる外国語の術語はカタカナ表記とする (例えば、industrial design → インダストリアルデザイン)。ただし、カタカナ表記することによって字義が不明確になるおそれのあるものは、この限りではない。なお、欧字のまま記す必要がある場合には、例えば、Morris, idea のように、半角文字 (1コマ2文字) にする。
- 7) 数字は原則として算用数字を用い、例えば、表1, 図2, 30cm, 7.2g, 1.08kg, 1,258, 5時間, 80円のように記す。また、英数字は、半角文字を用いる。
- 8) 年号、月日は、原則として算用数字を用いる。また、年号は西暦による表記を原則とし、元号を併記する場合には、例えば、1963 (昭和38) 年のように記す。
- 9) 句読点には、ピリオド (.), コンマ (,), 中点・ナカグロ (・), コロン (:) を用い、それぞれ全角にする。また、/ 「 」 『 』 () { } < > 《 》 [] 【 】 など1コマに書く。
- 10) 量記号、単位記号、符合は、国際的に慣用されているものを用いる。単位は、原則としてSI単位またはCGS単位を用い、記号で表示することが望ましい。必要ならば、JISZ 8203を参照する。
- 11) 数字と単位の間に半角スペースを入れる (例外: % ° ´)。
- 12) 文章中の式は2行にするのを避け、例えば、 $a/b, (a+b)/(c+d)$ のように記す。
- 13) 文章中の元素名、化学物質名は、原則として、文部省編「学術用語集、化学編」の和名で記す。
- 14) 混同しやすい文字や記号は、明瞭に区別できるようにする。1 (イチ) と I (エル), 0 (ゼロ) と O (オウ) などは特に注意する。
- 15) 標題および本文に使用する kansei (英単語) は、Kansei に統一する。

■ 図・表の割付：

- 1) 図・表は、本文中の図表番号の表記に近い上端、下端に配置する。
- 2) 図・表は、印刷に十分耐えるものでなければならない。刷り上がり時の文字が小さすぎないように十二分に配慮し、線の太さにも注意する。
- 3) 図・表の最大の大きさは、原則として刷り上がり1頁までとする。

- 4) 図・表には、図1、図2-1、表1、表2-2のように通し番号をつけ、標題および本文を併読しなくても理解できる程度の簡単な説明を付記する。
なお、標題ならびに簡単な説明は、図の場合には図の下に、表の場合には表の上に記す。
- 5) 特に必要でない限り、同一データを図と表とで重複させない。
- 6) 写真は図として扱う。刷り上がり時に不鮮明となる写真は使用しない。

■ 利益相反：

論文に関わる利益相反のある場合は開示する。例えば、[本研究は、A社の資金提供を受けて実施された。]などの形で記述する。

■ 参考文献，注の割付：

- 1) 参考文献は、通し番号とし、本文中の当該事項などの後に、[1]、[2,3]、[5-8]のように記す。論文タイトルや抄録には文献番号を記さない。作品などの参考文献でないものは「注」とする。
- 2) 注は、通し番号とし、本文中の当該事項または人名などの後に、[注1]、[注13]、[注5-8]のように記す。文章の末尾に記す必要がある場合には、句読点の前に記す。
- 3) 参考文献及び注は、原則として、次のように記す。
雑誌の場合は、著者：標題、雑誌名、巻、号、頁、年の順に記す。例えば、
- [1] 日本太郎，青山由美子：シンボル・感性工学の日本の特性，日本感性工学会論文誌，45(3)，pp.57-60，1981。
- [2] Bohannon, P., and Asberry, T. D.: New Project for Industrial Design, *Current Design*, 5(1), pp.61-65, 1966。
著書の場合は、著者：書名、発行所、頁、発行年の順に記す。例えば、
- [5] 日本富士雄：図説感性工学の基礎，日本書房，pp.55-72，1971。
- [7] Leach, E., Codington, F., and Hemingway, G. L.: *Forms and function*, National Press, p.87, 1976。

翻訳本の場合には、著者、翻訳者(訳)：書名、発行所、頁、発行年の順に記す。例えば、

[10] ベルグ，A.，田中一郎(訳)：サインとシンボル，世界感性工学出版，p.23，1957。

[13] Murdock, G., (M.B. Caffee, trans.): *Stage of Design*, Univ. Press, pp.67-68, 1978。

ウェブページの場合は閲覧日を加える。URLが長すぎて1行に入らない場合も改行はしない。

[18] Ekman, P. Official Website: <http://www.paulekman.com/> (2015.06.04閲覧)。

[19] MITOPENCOURSEWARE: <http://ocw.mit.edu/courses/mathematics/18-06-linear-algebra-spring-2010/> (2016.04.14閲覧)。

■ 電子付録：

電子付録のある場合は、その内容を記す。例えば、

[1] 実験条件 A における動画。

[2] 音楽刺激提示条件における楽曲。

なお、論文投稿・査読システムより電子付録の投稿が可能である。投稿時に Editorial Manager からファイル種別を「その他」としてアップロードする。

■ 著者紹介：

掲載原稿の最後に著者紹介を掲載する。掲載決定後、150字程度の著者紹介文と顔写真(なるべくデジタル写真。あまり小さいものは画質が落ちるので好ましくない)を提出する。

■ 本執筆要領の発効：

本執筆要領は、平成12年2月26日以降に受け付ける研究論文から施行する。なお、本要領の改正は、理事会の議を経て、論文審査委員会が行う。

平成12年2月26日制定	平成14年9月12日一部改定
平成17年1月22日一部改定	平成18年11月1日一部改定
平成25年11月2日一部改定	平成26年3月15日一部改定
令和2年1月10日一部改定	令和4年5月14日一部改定